

ゆい訪問介護

指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 結が設置する、ゆい訪問介護（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護事業及び指定重度訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護及び指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者（障害児を含む。以下同じ）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者自立支援法（以下「法」という）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|-------------------------------|------------------|
| (1) 事業所 | 名称 | ゆい訪問介護 |
| | 所在地 | 神戸市西区前開南町1丁目3番8号 |
| (2) 運用 | 諸手続き・労務管理・経理業務全てを事業所で行うものとする。 | |

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する者の職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（サービス提供責任者と兼務）
管理者は、所属職員及び管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名（管理者兼務1名）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みに関わる調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画書の作成等を担当する。

(3) 従業者 5名 (非常勤5名)

従業者は、居宅介護・重度訪問介護計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

必要な事務処理を行う。

(4) 前項に定めるもののほか必要がある場合は、定員を超える職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜～金曜日とする。

年末年始 12月30日～1月3日の休業日を除く。

(2) 営業時間 午前9時00分～午後6時00分とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所において、指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 障害児

(4) 精神障害者

(指定居宅介護等の内容)

第7条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画・重度訪問介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

① 食事の介護

② 排泄の介護

③ 衣類の着脱の介護

④ 入浴の介護

⑤ 身体の清拭、洗髪

⑥ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

① 調理

② 衣類の洗濯、補修

③ 住居等の掃除、整理整頓

④ 生活必需品の買い物

⑤ その他必要な家事

(4) 通院の介助

(5) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を有する者に対して、身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護等の支援を行う。

(6) 前各号に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条

- 1 指定居宅介護等を提供した際は、利用者から当該指定居宅介護にかかる利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、市の境界線から1キロメートルごとに50円を利用者から徴収する。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、神戸市、明石市東部とする。

明石市東部（詳細）

北王子町・王子・西新町・南王子・田町・船上町・新明町・硯町 大道町・太寺天王町・荷山町・東野町・太寺・上の丸・明石公園 鷹匠町・茶園場町・朝霧北町・朝霧台・朝霧台山手町・松が丘 太寺大野町・東朝霧丘・中朝霧丘・西朝霧丘・北朝霧丘・朝霧町 朝霧東町・松が丘北町・大蔵谷奥・東山町・朝霧南町・大蔵町 大蔵八幡町・大蔵中町・大蔵本町・大蔵天神町・東人丸町 人丸町・山下町・大蔵海岸通・天文町・相生町・中崎・鍛冶屋町 桜町・東仲ノ町・大明石町・本町・材木町・港町・岬町 日富美町・大観町・樽屋町

(緊急時における対応方法)

第10条

- 1 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第11条

- 1 提供した指定居宅介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定居宅介護等に関し、障害者自立支援法第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第12条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での障害福祉サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止について)

第13条

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っていくものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施する。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条

- 1 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内に 1 週間実施する
- (2) 継続研修 年 6 回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を
- 4 従業者との雇用契約の内容とする。

事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

この規定で定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 結と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、公布の日から施行し令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

改定：令和 6 年 4 月 1 日